

## 規制改革会議 地域活性化TF 議事概要

1. 日 時：平成20年5月27日(火) 15:00～16:00

2. 場 所：永田町合同庁舎2階 中会議室

3. 議 題：みやぎ未来バイオ合同会社ヒアリング  
「木質バイオマスの利用促進について」

4. 出席者：【規制改革会議】

米田主査、安念委員、川上委員

【みやぎ未来バイオ合同会社】

代表社員 株式会社深松組 職務執行者 深松 努

業務執行社員 フクダ物産株式会社 職務執行者 福田大輔

事務局 菅原心也

事務局 それでは、地域活性化TFを開催させていただきます。

本日は、みやぎ未来バイオ合同会社の方にお越しいただきまして、「木質バイオマスの利用促進について」お話を伺いたいと思います。最初30分程度、資料を御説明いただきまして、その後、質疑応答という形にさせていただきます。尚、本日の議事は公開となりますので、よろしくお願ひします。

深松氏 今日はお忙しい中、このような機会をつくっていただきまして、ありがとうございます。みやぎ未来バイオ合同会社の代表社員株式会社深松組の深松でございます。今日はよろしくお願ひいたします。

それでは、私から概略だけ説明させてもらいまして、各論については菅原から説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

まず、お配りしたこちらのページが振ってあるものから説明させていただきます。

「1. 事業背景」なのですが、我々合同会社は4社で立ち上げまして、その1社に農業生産法人未来彩園という会社がございまして、もともとは伸和興業という建設業者が宮城県から宮城再生戦略ということで、3億の施設費用のうち、半分の1億5,000万を補助していただきまして、トマトの室内栽培の施設をつくりました。

これが平成17年4月から創業を開始しております。今年で約3年目、3回目の収穫になるんですけども、収穫量が年間320トンということで、栽培の方は順調にうまくいっておりますけれども、事業計画時の重油の値段が、グラフの下に書いていますけれども、創業当初は1リットル36円で事業計画をしております、大体年間1,440万の使用量ということで立ち上げたんですが、御多聞に漏れずA重油がどんどん年々上がっていきまして、去年は平均75.5円で、約倍の3,000万ほどかかっております。今年更に重油はどんどん上がっていきまして、今年の冬になると、これが90円や100円になってしまうのではないかというのが、今のところの想定でございます。

そうになってしまいますと、施設栽培をやる意味がなくなってしまいます。冬をやめて夏場だけやればいいのではないかという話になるんですけども、そうすると、夏場は露地もののトマトがいっぱい出てきますので、価格が低いんです。ですから、やはり事業として償却もございますので、とてもやっていけなくなるというのが現実問題に立ちはだかっておりまして、これを何とかしたいということで、宮城県内のパーク材、スギの樹皮は約半分が産廃処分になっておりますので、これに着目いたしまして、これを燃料してやれば何とか重油に置き換わる代替燃料になるのではないかとということで、昨年度、経産省からFS事業ということで調査費用をいただきまして、研究をしてみました。

2ページ目「2.計画概要」としては、一応我々が燃料と考えたのは、今ほど言いましたスギの皮、パーク材です。それとトマトの葉っぱ、剪定したものが相当出るんです。それも乾燥させてペレットにしたらどうだ。大衡村は農業が中心なので稲わらとか、キノコのしいたけ栽培などをやっている方がたくさんいますので、その廃菌床も燃やしたらどうかということで4つぐらいの候補を選びまして、調査をいたしました。

理想はここに書いてあるとおり、ペレット化いたしまして、ボイラーで燃やしまして、熱は温水にしてハウスの加温に回しましょう。発生する二酸化炭素、施設栽培ですと冬るときは閉め切るんです。光合成をやりますので、逆にCO<sub>2</sub>を買って送り込まなければいけないんです。それにも使いたいということで、検証をいたしました。

温度差でできる発電機もどうだということでやってみたんですけども、これについてはまだまだスターリングエンジンの価格が高くて難しいということまでは去年の検証でわかったんですけども、最低でもペレットを燃料にしてボイラーで温水をつくるということまでは、やらざるを得なくなってきているのが現状なんです。

一番下の「3.事業効果」なんですけれども、去年検証いたしまして、重油の62円のところが損益分岐点になっています。ですから、去年の平均78円ですと、大体投資効果が1,000万ぐらい出るだろう。上がれば上がるほど、その効果は上がっていくことになりますので、このような同じ施設栽培が宮城県内にも6か所ぐらいございまして、東北にも相当数あるので、みんな同じ悩みで悩んでおりますので、何とかパーク材を産廃ということではなくて、循環資材ということで認めていただきたいということで、今日ここにきた次第です。

現状でいいますと、パーク材があって、ペレットをほかから買ってくればボイラーで燃やすのはOKなんだそうです。ところが、自分たちでペレットを製造して燃やす場合は、産廃扱いです。だから、ボイラーも焼却炉扱いでいろんなアセスメントなどをとらなければだめですということが現状の回答できまして、非常に矛盾を感じているんですけども、何とかその辺を法的な形で認めていただく方法はないのかということで、米田先生にお願いしていました。

菅原君が今の宮城県の保健所のやりとり、あと各官庁とのやりとりの部分を彼が担当していただきましたので、詳しく説明させていただきたいと思います。菅原君、お願いします。

菅原氏 未来バイオの菅原でございます。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

今、代表深松から御説明がありました中で、若干補足を入れておきたいと思います。

まず1ページ目なのですが、こちらの中にはグラフを1つ入れました。これは今年1月24日のハウスの内気温、外気温の差です。一番温度差があるところで、11時半ぐらいで25 ぐらいの差があることから、どれだけ重油に依存しているかということがわかっていただけたと思います。

また下にパーク材のグラフがございしますが、これは宮城県林業技術総合センターが19年度にスギの丸太の生産量と丸太1本当たりから排出される樹皮の量を割り出しまして、アンケート結果から推定した結果がこちらのグラフでございします。宮城県は余り林業県としては知られておりませんが、丸太の生産量としては全国で9位、スギの生産量といたしましては全国5位という実績を持っております。

「事業目標」にところに掲げました「温室効果ガスの削減」につきましては、お手元でございます水色の冊子の63ページに、実際にA重油を使った既存のシステムによった場合、パーク材をペレット化してそれを燃料として利用した場合、それぞれのCO<sub>2</sub>の排出量、削減効果がどれだけあるのかといった試算について、LCAの観点から検討した結果、これだけのCO<sub>2</sub>排出の削減が見込まれると考えられております。

2ページ目をごらんください。

「3.事業効果」のグラフの部分なんですけれども、ここにつきましては、各種前提条件がございします。

まずペレットは、1日の生産量3.1トンとして、燃焼したときのCO<sub>2</sub>をまたハウスの中に戻すという部分での回収装置を含んだ形で、更にパーク材を買ってくることを前提としまして、それを3,000円を買ってくるものと考えて試算した状況でございします。

あとはこのときに燃焼で出てくる焼却灰が、宮城県の平均値として1トン当たり6,000円の処理費用がかかるんですが、それだけ支出が多い中でもこれだけの事業効果が見越されるものと考えております。

現状A重油がもう80円を超えている状況ですので、大体年間1,000万の投資効果が得られるものと考えております。

3ページ目をごらんください。

宮城県の廃棄物対策課並びに管轄する保健所との話し合いを行ってまいりました。

下のフロー図からごらんいただきたいんですが、パーク材、木質チップなどが有価物であるかどうかということについて打診をしましてところ、総合判断説によってそれが有価物かどうかということ判断しなければならないということで、挙げられた総合判断説が5点ございします。

「その物質の性状」「排出状況」については、パーク材にごみが入っているのかいないのか。雨ざらしになっているような状況で保管されているのか。それともちゃんと保管場所があって、保管されているのかということをもまず聞かれました。これは実際に排出されている場所まで足を向けまして、実際にごみが入っていないことを確認し、写真を提供しているところでございます。

3番目「通常取り扱い形態」として市場性が問われました。宮城県内でパーク材が売られている事例は多々ございします。売る目的といたしましては、対価の目的また家畜敷料として売られている

事例がありました。インターネットを通して販売されている事例がありましたので、そういったものを通して証明したところです。

「引取価値の有無」に関しましては、当方におきまして、パーク材 1 キログラム当たり 4,000 キロカロリー程度の熱量を持っておりと試算しております。実際にこれは調査分析により明らかにしております。重油との代替により、これだけのコストの削減が見込まれるということで保健所に提出してまいりました。

「占有者の意志」。前に述べた事業投資効果から、これだけ有効なものであるという形で保健所に持っていったところでございます。それに対しまして、保健所の対応は木くず、パーク材については、有価物としては扱えませんといった回答をいただきました。

木質チップ並びにパーク材が廃棄物ということになりますと、収集運搬の許可、そして、粉碎、乾燥させてペレット化する施設においては、その処理施設が産業廃棄物の中間処理施設に該当することになります。

この中間処理施設を経て生産されたペレットについて、保健所に有価物なのかどうかということをお聞きいたしましたところ、このペレットについても市場性があるのか。全国的に販売されている事例があるのかということをお聞きしました。全国的にペレットが販売されている事例は多々ありますので、すべて価格を平均して換算しましたところ、1 キロ当たり 46.9 円で取り扱われている市場性がありますといったことを含めて、これだけペレットは価値のあるものなんだといったところなんです。

保健所並びに県の見解として言われたのは、生産したペレットを外部に流通する割合と自社で扱う割合、外部が流通する部分が多くない限りは、有価物とは言えませんといった見解で言われております。ここでもしペレットが廃棄物として扱われることになると、その後、燃やす際のボイラーは、産業廃棄物の焼却処理施設に該当してしまうことになります。産業廃棄物の焼却処理施設に該当してしまいますと、環境アセスなどを施行しなければならないのは勿論のこと、住民説明会なども経まして、設置の許可を得るまでに、手続、申請などで大体 2 年間ぐらいを要するといった問題がございます。

並びに上の方にも書いておりますが、それに対応するためのコストアップが勿論でございます。

後のページにも記しておるんですが、特区申請で規制改革の部分で、こちら側から御提案申し上げたのは、これら木くずについても、ダンボールやビンのような専ら物もしくは再生利用認定制度対象物に該当することはできないかといったことを打診いたしました。再生利用認定制度の対象物につきましては、まず処理業の許可が要らないこと。それから、施設設置許可も必要としないと言われております。これで施設の設置に係る申請を楽に行っていくことができると考えたのですが、第一段階として、そもそも論だったんですけれども、木くずをペレット化して利用することは再生利用でなく、熱回収利用なわけだから、再生利用認定制度にも専ら物にも該当しないとして、また不法投棄の現状もある中で木くずを認めるわけにはいかないという御回答をいただきました。

2 回目の御提案の内容としましては、不法投棄について全国的に事例があるから認められないという 1 回目の回答を経まして、不法投棄を自らしないシステムをこちらから提案する形で、熱回収

するものを県内のパーク材に限定し、回収量もすべて県に報告する、回収先も県に報告する形にしたらいかがなものかといった提案に対しましても、あくまでも木くずは廃棄物に該当するので、廃掃法にのっとって実行してくださいといった回答を得ております。

以上が保健所関係の協議の内容でございます。

福田さん、補足をお願いします。

福田氏 みやぎ未来バイオの福田でございます。よろしくお願いいたします。

私どもの方でやりたいことといたしますのは、未利用のバイオマスであるパーク材、今、産廃として捨てられているものを有用な熱源として使いたいというのが第一の考えであります。それをせっかく使っても、先ほど菅原から話がありましたとおり、産廃として認定されてしまって、焼却処理施設としてボイラーを燃やして、焼却処理施設の熱でつくったトマトを消費者として買いたいと思うでしょうか。やはり通常の燃料としてパークをボイラーに燃やして使いたいというのが、そもそもの考えの中にあります。

廃棄物の総合判断で、3ページの右下に5つの論点を書いてありますけれども、これは平成11年にいわゆるおからが産廃に当たるかどうかというときに、最高裁で判断された5つの基準になります。おからの場合には、不要物に当たるかどうか。これは自ら利用したり、また他人が有償で譲渡することができないために事業者として不要になったものかどうかというもので、最終的におからが産廃になった経緯がございます。

パークはどうかといいましたら、パークは既に木質のバイオマスの燃料として使われています。県が違えば、特に、今、一番進んでいるのが岩手県になりますけれども、岩手県ですと、木質のバイオマスのボイラーは非常に普及が進んでおります。以前の増田知事の時代に、ボイラーの研究、パーク材の流通、すべてにおいて全県的に、横断的に判断をして取り組んだ経緯がございまして、今ではパーク材もボイラーの先進地として認められているところでございます。

今、パーク材は産廃として見られてしまっていますけれども、そもそもパーク材を廃掃法の適用となる産廃として見てしまっている以前の段階で、環境基本法に基づく循環型社会形成推進基本法というものが平成12年にでき上がっておりまして、ここにうたわれておりますのは、循環資源というのは、廃棄物の中でも有用なもの。循環的に利用というのは再使用であって、再生利用であって、熱回収である。熱回収という文言も入ってございました。再使用、そのまま使えるものについては、当然そのまま使うべきである。再使用ができなければ再生利用に回すべきだ。それにも使えなければ、熱回収という形で循環型社会をつくり上げるべきだという法律が平成12年の施行でなされております。

まさしくパーク材というのは、熱回収というところに使える資源だと考えておりますが、循環資源としてのパーク材は宮城県の中で産廃として捨てられている状況で、そのままにしておくのではなくて有用な熱源として、今、一生懸命取り組んでいらっしゃる農業生産法人、しいては食料の安全にも関わってくると思います。食料自給率が39%という中で、施設栽培さえもできないような日本の社会にはいけないと思っております。

こういった形で木質バイオマスの流通に、私どもも非常に悩んでおりますので、先生方の御意見

とお考えをお借りしながら、宮城県庁並びに各省庁にいろいろと打診をしていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

米田委員 どうもありがとうございます。

今日はボイラーなので、川上委員いかがですか。

川上委員 バーク材とペレットというのは違うんですね。

福田氏 バーク材というのは、原料になります。

川上委員 木くずなんですか。

福田氏 そうです。

川上委員 それをペレット化する。ペレット化したものを何かの暖房に使うと、ペレット状にしたものも産業廃棄物扱いになりますということですか。

福田氏 もともと原料としての樹皮自体が、今、産廃の扱いになっています。原料自体も産廃ですし、当然そこからできたペレット自体も外販ができない、有価物として認められなければ産廃として見られます。

川上委員 それがいわゆる流通として自社以外で使う分だったら、産廃としてみなされていないんですか。

福田氏 そうです。有価物として認められます。

川上委員 自社で使う分には、産廃になってしまうんですね。

福田氏 はい。認識されるということです。

川上委員 その比率はなんですが、半分以上が外販であればいいというのが1つのめで、これはあくまで宮城県の場合ということですね。

福田氏 そうです。

米田委員 再生利用認定制度というものが5ページに書いてあるんですけども、その定義が優先順位の中の発生抑制、再利用、再生利用までという形で環境省がとらまえているので、に該当する熱回収が環境省的には含まれていないという判断なので、宮城県もそれにならって、これは再生利用の認定品には認められませんと言っているわけです。

だけれども、これからの時代を考えると、そういったものもちゃんと再生利用の原料だ、ごみではなく燃料だと認めていただかないと、これからのいろんなバイオマスのエネルギーの利用はできなくなるので、是非 までガイドラインを広げてほしいというのが根本的なことになりますね。

福田氏 はい。

米田委員 環境基本法では、ちゃんと熱利用まで入っているんですね。

福田氏 環境基本法とはまた別なんです。循環型社会形成推進基本法という法律の中では、そこまでうたわれているんです。

米田委員 でも、それは本当にそうですね。

安念委員 ちょっと待ってください。最終的には要するにペレットですね。ペレットが廃棄物扱いされることによる実害は何なんですか。実害という意味は、廃棄物によって育てられたトマトがお客さんの目から見てというある種のセンチメントの問題ではなくて、現実にどうお困りになるん

ですか。

福田氏 まず各許認可を取らなければいけないということで、スタートするまでに2年かかる。時間的なロスが1つあります。

それと各検査を受けたり、コストアップも当然見込まれてきますので、そういったところで、実際に産廃ではなくて一般の資材として購入したときよりも、事業としての採算性は悪くなります。

安念委員 そうすると、法律の問題としては、樹皮、パーク材及びパーク材からできたペレットが廃棄物であるかどうかということが肝ですね。産業廃棄物というのは、形状に着目しているわけではなくて、事業活動に伴って出た廃棄物が産業廃棄物なんだから、廃棄物かどうかということですね。

法律の廃棄物の定義というのは、ごみ、粗大ごみ何とかかんとか動物の死体その他の汚物または不要物であって「または」以前にはパーク材もペレットも多分どれも入らないだろうから、そうすると、不要物であるかどうかの勝負になりそうですね。

福田氏 実際に出てきているパークは、製材所から出てきているものがほとんどなんです。

安念委員 要するに、皮をはぐわけですね。

福田氏 そうです。そうしますと、廃掃法の2条4項の第1号、事業活動に伴って生じた廃棄物に当たってくるというのが一般的な解釈にされておまして、その中で施行令の2条第2号のところに「木くず」という表現が生まれてまいります。

安念委員 それは違います。事業活動に伴って生じた廃棄物のすべてが産業廃棄物ではなくて、そのうちの更に限定が加わっているわけです。だから、ここで問題なのは、施行令でどう書かれているかが問題ではないんです。廃棄物としてまず一般的に定義されたもののうち、木くずが入っているわけだから、そもそも廃棄物でなければ木くずであっても廃棄物ではないんです。したがって、私は詳しい経緯は知らないけれども、多分廃棄物かどうかの問題だと思います。

廃棄物かどうかの勝負は何かと言えば、不要物かどうか。廃棄物の定義がなされているわけです。廃棄物というのは、言葉の一般的な意味で廃棄物だと言っているわけではなくて、こういうもの、こういうもの、こういうもの、または不要物と言っているわけです。その「または」の前のどれにも木くずあるいは樹皮は当たりそうもないので、当たるとすれば不要物に当たるかどうかだと思います。

深松氏 今までは製材所からしてみれば、不要物だったんです。

安念委員 だから、不要物かどうかというのは、物の性質によって客観的に決まるものではないのであって、人がどう思うかによって決まるわけです。ある物はある人にとっては不要物だけれども、他の人によっては不要物でないということは十分あり得るわけで、その場合も総合的な評価は、総合的な評価というのは結局総合評価でしかないんだから、一つひとつについてどう言ってもしょうがないんだけど、当局の説明で不要物だという根拠は何だと言うんですか。なぜ不要だとおっしゃるんですか。

福田氏 不要物のところでは、有償で譲渡できるかどうか。県の判断では、有価物というところに非常に重点を置いているんです。

安念委員 有価物なんです。だけれども、変わってくるわけですね。

福田氏 私どもとしては、運送部分はこちら側で持とうかと考えておりますので、その運送部分だけ考えてみても、私どもとしては有価物として見ていただいてもいいという感じです。

安念委員 有価物というのは、彼らはどう定義しているんですか。有価物かどうか勝負の分かれ目だとすると、彼らには有価物の定義があるはずですよ。

米田委員 彼らにはね。

安念委員 それはどういうふうにお聞きになっていきますか。お聞きになっていませんか。

菅原氏 総合判断説の中で判断しろということですよ。

安念委員 しかし、総合判断説は有価物かどうか総合判断の1つだったのではないんですか。そうではなくて、有価物を総合判断する。その場合、ただで引き取られるのであれば当然有価物ではないと考えているわけですか。

福田氏 県の方の判断はそのような形でとらえているようです。

安念委員 そうすると、不要物というのは有価物でないものを言うとは彼らは考えているわけですか。有価物でないものが不要物であるという物の考え方なんですか。

米田委員 それは環境省に尋ねてみないとわからないですね。

安念委員 そうですね。もし金を払えば有価物だというなら、1,000円とか払えばいいのではないかと。

菅原氏 引き取りのときの金のやりとりだけではなくて、この説がすべてについて当てはまった場合、有価物だということがあります。

安念委員 すべてが当てはまった場合、有価物だというのは、どこで定義されているんですか。

菅原氏 それは保健所で言われたことですよ。

安念委員 その保健所は何を根拠にそう言っているんですか。何かお告げがあったとか、そういうことですか。

菅原氏 保健所の方は、パーク材、木質チップについてどうなんだと聞いたところ、県の廃対課と話し合った結果、このすべてが当てはまらない限りは廃掃法にてやる。

安念委員 すべてが当てはまらなければいけないと考える根拠はどこにあるんですかということについての答えはないんですか。

菅原氏 そこまでは聞いておりません。

川上委員 これは、木くずの問題とペレット化された問題と2つの問題点があるんですね。

安念委員 法律的には別のものだと思います。

川上委員 木くずというのは、今、言われた無料と有料の場合の扱いが違いますということですね。

ペレット化すれば、当然有料で売わけだから、店頭に出せば基本的に問題ないと思うんだけど、それをたくさん自社で使う場合に問題が出てくるということですか。

福田氏 ペレット化するに当たって、製材所の中でペレット化をすれば、ペレット化したものが外に出た時点で有価物として認められると思うんですが、木くずのまま横に運んで別の場



所でペレット化した場合には、横の運送自体が産廃になるんです。

川上委員 それは木くずの問題ですね。要するに、木くずの運搬という問題が廃棄物の運搬に絡むということですね。

福田氏 そうです。

それを外販するところでは、価格をつけて有価物として売れますので、その場合は廃棄物とはならない。

川上委員 ペレット化した段階でそれは商品として売れるものでもあるし、それを半分以上使ったら廃棄物扱いになるというのは、県によって違うということですか。

安念委員 ちょっと待ってください。ペレットも廃棄物になっているんですか。

福田氏 自社で半分使えばなります。

安念委員 何で自社で使うと廃棄物になるんですか。それは始めから終わりまで、すべてめちゃくちゃですね。

米田委員 明らかにおかしいですね。

川上委員 今、岩手県はそれが無いわけですか。

福田氏 岩手県の場合には実際に流通がされていますので、そういった話は聞いていないです。

川上委員 私ども関連会社でサンポットという会社があるんですけども、こちらがペレットのストーブをつくっているんです。本社が岩手県にあるんです。岩手と北海道でペレットボイラーを売っているんだけど、何か問題点はないかと聞いたら、特にそういう問題点は挙げてきませんでした。問題点として挙げたのは、灰の処理が問題点でした。

安念委員 それは全然別の問題ですね。

川上委員 もう一つ、何かあったね。

川上委員 随行者 松くい虫のことです。

米田委員 灰の処理も木くずでつくっていけば、無害であれば、山に捨ててもいいのではないかなというものもあるんです。

川上委員 松くい虫の何だったかね。

川上委員 随行者 松くい虫で伐採しますと、要は倒した木をペレットの原料として使いたいということがありますが、松くい虫がいる木を倒すときに、農林水産省から補助金をもらっているらしいんです。補助金をもらって行った木くずというか、廃材でペレットをつくって販売すると、補助金の額が減らされてしまう。後でその価値の分を返さなければいけないのか、その辺は、今、調べているところです。

米田委員 有効利用したら返せというんですか。

川上委員 売るんだから、少しは返せということです。これはわかるんです。ある程度はしょうがないのではないかと思います。

川上委員 随行者 ペレットをつくる上でのコストの有意性が少し損なわれている状況があるということです。

川上委員 木くずの運搬で廃棄物扱いにされて、この運搬に費用がかかるとか、こういう問題が

あるわけですね。木くずの運搬ということに関しては、問題ないんですか。

深松氏 廃タイヤを燃やすボイラーはOKなんです。実際に隣の施設では、重油が高くなってしまって、廃タイヤを燃やすボイラーに変えたんです。廃タイヤを燃やせば当然ワイヤーから何からいっぱい出てくるんです。何でそちらがOKで自然のものがだめというのかがわからなくて、県に何回も言っているんです。

川上委員 だめだというのは、それは木くずですか。ペレットですか。

深松氏 ペレットです。

川上委員 それはおかしいですね。

米田委員 ついでにお伺いしますが、タイヤというのは、タイヤの中に含まれている鉄をセメントの材料として再使用することができるので、残りかすで燃えた後のものが再利用として使えるので、燃やしても再利用認定品として認めてあげます。木はきれいに灰になるから認めませんということなんですね。

深松氏 そこはよくわかりません。

米田委員 あと、キノコの菌床、おがこなども一応ごみなんですか。

菅原氏 それは一般廃棄物に該当します。

米田委員 トマトの茎もですか。

菅原氏 トマトの茎は、ハウス施設から出てくるものをそのまま利用しようと考えておったんですが、これは勿論ごみの扱いになってしまいます。

キノコの廃菌床については、家畜糞尿の堆肥の水分調整剤として販売されている事例などがあるんですけども、それは根拠が弱いとして、一般廃棄物だと保健所からは言われております。

米田委員 そのときにペレットをつくる過程の施設も、このままいくと産業廃棄物中間処理施設になってしまうので、近隣説明会から例の面倒なことを全部やらないと、ペレット製造工場がつかれないわけですか。あげくの果てにそのペレットもごみとみなされて、燃やすボイラーも焼却炉となってしまうと、それも近隣説明会が要るわけですか。

深松氏 自社でやる場合は一貫してやるんです。

米田委員 岩手県は何でペレットの製造施設があんなに簡単にできているんですか。

深松氏 県の廃対課と保健所の意見が、岩手県は林業県なのでそれはOKにしてください。環境省自体は、その判断は県に任せているということらしいんです。

川上委員 岩手県は県としてペレットストーブとか、そういうものを推進しています。力を入れているのは、岩手県と北海道などではないかと思えます。どんどん推進しましょうという動きで、岩手県の県庁に行ったら、ペレットのストーブが知事室以下あちこちに置いているらしいんです。それは県として推進していますが、宮城県も同じような状況でしょうか。

深松氏 同じです。

米田委員 陸続きですからね。

安念委員 有償かどうかは廃棄物の定義になぜ影響するのかが全くわからない。要するに、だれかにとって利用価値があれば廃棄物ではないはずですね。

深松氏 そう思います。

安念委員 つまり、Aという人にとっては邪魔だ。だけれども、Bという人にとっては意味があるんだから、ただでも引き取ってもらう方がありがたいというものは幾らでもあるわけです。Bにとっては、ただでくれなければ市場から有償で買うしか方法がないわけなんだから、有償か無償かは何の関係もないはずです。何でこんなばかなことを言うんだらう。

福田氏 先生のおっしゃるとおりで、産廃に当たるかどうかを有償、無償で判断されてしまうと、当然パーク材の市況があるわけですから、その市況の上げ下げによって、ときによってはこの施設は産廃の処理施設にしなければいけない。市況が高くなっていけば、そのときは大丈夫だということでは、とても流通の風にも乗ってこないと思います。

安念委員 そうなんです。おっしゃるとおりで、マーケットがあるということは不要物でないことの余りにも明瞭な証拠なんです。だけれども、マーケットがないから不要物かということ、それはそんなことはない。不要でないと思っている人もいるかもしれない。だから、マーケットがあって値がついているかどうかというのは、不要物ではないことの明らかなシンボルだけれども、マーケットがないということで不要物だと言えるはずがないわけです。何でこんな理屈になっているんですかね。全くわからないです。それは環境省マターではないですかね。

事務局 恐らく私が思いますのは、この判断権は自治事務になっていると思います。

安念委員 勿論そうです。

事務局 自治事務ですから、結局、岩手県と宮城県の廃掃部局において判断が異なってきたら生じているということですね。ですから、そうなってきた場合、例えば1つの方法としては、技術的助言で統一的な見解を出すという方法もあり得ると思います。

安念委員 おっしゃるとおりだと思います。御指摘のとおりで、今までも自治事務だから、我々としては強いこと言えませんみたいなことを言っていたんだけど、何も強いことを言わなくてもいい。おかしいことをやっている人には、中央官庁の責任として、お前たちはおかしいとちゃんとええ。そういうのは、我々としても今までも随分やってきたことですからね。おかしいことを正すのは、中央官庁の仕事なんだから。

米田委員 この勢いで環境省に技術的助言をお願いします。

川上委員 結局、不法投棄されたらどうしますかとくるんです。

米田委員 そうです。

川上委員 性悪説なんです。

米田委員 すべてそうです。

安念委員 それは有償か無償かは関係ないものね。不法投棄は有償物でもするかもしれない。

川上委員 それはそうだね。

米田委員 その辺の問題がすごく大きいから、再生利用認定制度というものがこういう要望の中からできたのに、今は再生できるものだけが認定されていて、熱となって燃えていくものは原料として認められないというところが問題なんです。

安念委員 私、久しぶりに闘う気分になってきました。

米田委員 闘いましょう。安念先生がその気になれば強いですから、闘いましょう。

深松氏 よろしくお願ひします。

米田委員 ここは皆様の要望を受けて、私どもが環境省と折衝する立場になります。

安念委員 これはちょっと研究しなければならないですね。

米田委員 そもそもこの判断がどこから出たかというのも、不思議な話です。

川上委員 ペレットを燃やす場合に、50%以下を自分のところで使うんだったら廃棄物扱いになりますということを県からきっちりと言われたんでしょうか。

菅原氏 はい。

川上委員 それは50%と言われたんですね。

菅原氏 50%という明確な数値は言われていないですけれども、流通するのが自分のところで使う部分より上回らないと、それは市場性を持っていることを証明しづらいからだめだ。全部自分のところのボイラーで燃やすというのであれば、それは前処理であって、ペレット化は産業廃棄物を燃やす過程の一過程に過ぎないという論拠です。

川上委員 実態として、外販をやっているのはどのくらいですか。

福田氏 事業としては、これからなんです。

川上委員 今からですか。

福田氏 はい。

川上委員 今までは自社でやる分だけだったんですね。やろうかという計画を立てたということですか。

福田氏 そうです。

川上委員 計画の段階でそういうことを言われたから、先に進まないということですね。

福田氏 はい。

安念委員 別のことを1つ伺っていいですか。法令の解釈は法令で闘うとして、前提条件ですけれども、設備関係費がこれだけかかるというのは、ペレタイザー自体も自社購入なさるという前提なんですか。

福田氏 ここに載せている数値は、たしかそうです。

安念委員 その負担はそこそこなものになるのではないんですか。

福田氏 なっています。今、県内の方でもペレット工場みたいなものが立ち上がってきていますので、これからはそこから購入することも当然視野に入れてまいります。

それから、先ほどの資料のように、まだ産廃として捨てられている、持っていきようのない事業者さんもいますので、そういった方々とともにやっていくためには、私どもとして安い設備を入れていくことも1つの方向性かと思っています。双方向で考えながら検討しております。

安念委員 トマトをつくる、随分大きな規模でやっておられるとは思ひ、またペレタイザーもいろいろな大きさがあるんでしょうけれども、それにしても一つひとつの会社で持っていたのでは、フル操業はできるはずがないです。すごい無駄になってしまいますね。

米田委員 東北は暖房代はみんな悩んでいるので、これは潜在的にすごく大きなマーケットです

ね。

安念委員 そうですね。

深松氏 重油が上がれば上がるほど、間違いなく利点が出てきます。

安念委員 おっしゃるように、重油がめっちゃくちゃ上がってくると、だれも樹皮やペレットを産業廃棄物だと思う人はいなくなる。おのずからいなくなることもあるかもしれません。

米田委員 その昔を考えれば、江戸時代は立派な原料です。

安念委員 そういうふうに言えばね。要するに社会情勢が変われば変わるのであって、あらかじめこのものなら性質上不要物であるとかないとかということ、カテゴリーからいうのは全くナンセンスです。人によっても違うわけだしね。わかりましたというか、法解釈などはめっちゃくちゃだと思いますが、そのことがわかりました。

福田氏 多分同じようなことが宮城県だけではなくて、他県でも出てきていると思います。

深松氏 特区申請でもいっぱい出ていたものね。

福田氏 はい。

川上委員 御社では木くずからペレット化してということ考えたわけですね。そういう計画をして、それでトマトの栽培をしよう。木くずからペレットをつくろうと、ここまで考えていたわけですね。

ペレットというのは、恐らく岩手県にも何工場があるんですね。

福田氏 あります。

川上委員 県と民間が出資し合ったようなペレット会社はないですか。

福田氏 民間の会社が3社、県の関係が1社です。

川上委員 100%民間が3社あるんですね。

福田氏 あります。葛巻林業さんは完全に民間です。

川上委員 県が関連しているところばかりだから自分のところを使わせようと思って、そういう嫌がらせをしているのかと思ったんだけど、そうでもないんですね。

米田委員 木くずからペレットをつくる時は、別に燃やしているわけではなくて加工しているのだから、再生利用品に認められてしかるべきだと思います。それもだめなんですか。

福田氏 そこについては、今回、環境省からは何らのあれはなかったです。あくまでもペレットについては熱としてしか見ていただいていませんでした。

菅原氏 ペレット化して、その後ボイラーで燃焼するという工程は、結局、ペレット化した後は熱だということで熱回収だということです。

米田委員 おかしいですね。

6ページの最後は環境省からの回答だと思うんですけども、木くずを有価物で取引したら、廃棄物とみなさずにやっていただけますかという問いに対して、その答えが先ほどの総合的判断の5つを全部満たさないと判断できない。わざとお金を出して、ごみではなくすような悪い奴らがいるからみたいな感じで書いてありますね。だけれども、これについても、一体どの法令からその解釈が出てくるのかというのは、闘ってみる価値はありますね。

安念委員 偽装しているのがだめだというのは、わかり切ったことです。不要物を偽装しているだけなんだから、偽装していないことが立証できればそれでいいに決まっているわけで、本件の場合はいただいてくるわけですから、偽装なんかしているはずがないので、何の問題もない。

米田委員 再利用認定制度そのものも何をもって、要は優良な業者、ちゃんと原料として使っているところは、これからは認めましょうと環境省も少しはかじを取ってくれたわけですね。一応道は開いたわけなんだけれども、ちゃんとした業者かどうかをどこで判断しているかということもありますね。このようにちゃんとやるということで全部計画を立てているのに、いわゆる先ほど川上委員がおっしゃったように、不法投棄とは違うとこちらが言っているのに、それが通じないというのも変な話ですね。

川上委員 3ページ目の総合判断説により有価物であるか、イエスかノーか。有価物扱いでないと収集運搬許可が必要。これが1つの問題ですね。

もう一つは、バイオマスにした場合に、自社で使うことが多い場合には廃棄物の処理施設に該当するということですね。

問題点を整理すると、この2点なんですか。

福田氏 そうです。

米田委員 廃棄物の定義をめぐって、しっかりと闘わせていただきます。

川上委員 ほかに問題点としてありましたら、どうぞ。

深松氏 単純に燃料として認めてもらえればいいんです。単純明快だと思います。

川上委員 「収集運搬業許可が必要」と「熱ガス発生炉は廃棄物焼却施設に該当」は、どちらの方が、今、大きなネックとなっていますか。

米田委員 ごみでないことになってしまえば、こちらもOKになるんです。要するにごみでないことになってしまえば、普通の製造施設になってしまうので、すべては先ほど川上委員がおっしゃったとおりのことが問題で、それさえクリアできれば、あとはずっとOKになるんです。

川上委員 そうですね。イエスのところにいけば、するっといくわけですね。失礼しました。

安念委員 だけれども、それもおかしいね。有価物を集めてきて加工して廃棄物をつくるということも論理的にはあり得るわけだから、絶対に別々の問題なんです。そんなことをする人はいないけれどもね。有価物を集めてきて加工して、手間をかけて廃棄物をつくるということは、論理的には可能なんです。だから、別の問題をなぜか一緒にたにしている。不思議でたまらない。

米田委員 有価物を扱うからといって、別に廃棄物処理施設であるかないかとは何の関係もないんですね。

安念委員 そうです。有価物から廃棄物をつくるということは、できるわけです。ただ捨てるためだけのものをつくる人も、世の中にいるかもしれない。それは何とも言えない。結果を見てみないとわからない。

米田委員 論点は相当明快になりましたので、しっかりと折衝していきたいと思っております。よろしく願います。

深松氏 是非よろしく願います。

米田委員 ちょっと余談ですが、去年は減反対象田にバイオエタノール用の多収穫米を植えていかどうかということで、宮城県にノーと言われて、こちらにそんなはずはないということで出された結果、農水省から減反対象田に多収穫米を植えてもいいということが見解で示されたので、植えるようになったんですね。

福田氏 はい。

米田委員 そうということで、去年も御利用いただいています。去年はちゃんと成果を出したんです。それは今すごく大きいんですね。

福田氏 日本全国で新規需要米という形で、転作田であったり休耕田で餌米であったり、バイオエタノールとしての試験用のお米がつくられるようになりました。

ただ、残念なのは、農水としてそういった指示がありながらも、まだ市町村レベルにいきますと本当にいいのかどうかの判断がつかなくて、宮城県内では3市町村、実際につくりたいという農家さんがいたにもかかわらず、ストップがかかったものがあります。それは周知徹底されれば、すぐに解決される問題だと考えております。

米田委員 今は逆に減反対象田で飼料米を植えて、自給率を向上させようという意見も政府の方で出ているぐらいですから、そういう意味でいくと先駆的な規制改革の成果を出させていただいたという感じです。

深松氏 追い風がどんどん吹いているので、今年も更にやろうとしています。よろしく申し上げます。

米田委員 よろしく申し上げます。

事務局 それでは、どうもありがとうございました。